

《平成30年度 市町村交通災害共済のご案内》

～交通事故だけが等をしてしまったときに見舞金をお支払いする相互扶助制度～

※保険ではありません

— 桶川市では平成30年3月1日から次の窓口で受付開始 —

★ (市役所)

・市役所安心安全課(仮設庁舎)* (桶川市上日出谷936-1)	【3月1日(木)】から平日の 午前8時30分～午後5時15分
・東部連絡所 (東部市民サービスセンター内) (桶川市末広3-19-8)	

※平成30年5月7日より新庁舎(桶川市泉1丁目3番28号)で業務を開始いたしますので、お越しの際はお間違えのないようにお願ひいたします。

★ (ゆうちょ銀行・郵便局)

最寄のゆうちょ銀行・郵便局でお申込できます。
桶川市内では…



- ・ゆうちょ銀行桶川店(桶川郵便局内)
- ・桶川坂田郵便局
- ・桶川神明郵便局
- ・桶川西一郵便局
- ・桶川日出谷郵便局
- ・川田谷郵便局

※3月1日から12月末日まで受付

★ (臨時受付)

・加納公民館 (桶川市坂田982-5)	【3月8日(木)】 午前9時30分～午後3時 ※正午～午後1時を除く
・農業センター (桶川市川田谷4414)	【3月13日(火)】 午前9時30分～午後3時 ※正午～午後1時を除く

申込時は、つり銭のないようご協力お願いいたします。

問合せ…安心安全課 Tel 786-3211

※別添のチラシ・申込書と併せてご覧ください。

交通災害共済とは

皆さんが会費を出し合って会員となり、交通事故により負傷した会員の方に見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

加入できる方は

- 埼玉県内の次の市町村にお住まいで、その市町村に住民登録のある方ならどなたでも加入できます。

市
本庄市、鴻巣市、深谷市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、熊谷市、朝霞市、加須市、白岡市

町
伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町

- 1.の住民に扶養されている方で、修学のため上記の市町村以外に住んでいる方

加入申込みは

- 加入申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えてお住まいの市役所・町村役場又は最寄りのゆうちょ銀行（郵便局）にお申込み下さい。
- 申込用紙は、市役所・町村役場で配布しています。
- 申込時期・申込方法については、お住まいの地域によって異なる場合がありますので、市役所・町村役場へご確認ください。

対象となる交通事故は

- 共済期間中に日本国内で発生した下記の事故
- 道路上で起きた自動車、バイク、自転車などの交通に伴う接触、衝突、転落、転覆等の事故
 - 歩行中、上記の車両にはねられたり、ひかれたりした事故
 - 踏切道における電車等との接触、衝突事故

共済会費は

年会費(ひとり)

一般 900円

中学生以下 500円

(平成30年4月1日現在で中学生以下の方)

※平成30年3月に中学校を卒業する方は一般の会費です。

※中途加入の場合でも会費は同じです。

共済期間は

平成30年4月1日～
平成31年3月31日

※平成30年4月1日以降加入の場合は、申込日の翌日から平成31年3月31日まで

年齢・健康状態に
関係なく加入OK



対象とならない事故は

- 幼児用乗用具（玩遊具）による自損事故
- バス等の乗降中に伴う事故
- 歩行中の転倒事故
- 会員の故意又は重大な過失による事故
- 無免許運転、飲酒運転等違法行為による事故
- 地震、洪水、津波等の天災による事故
- 電車、飛行機、船舶、ケーブルカー、ロープウェー、リフト等の事故
- 上記のほか交通事故以外の事故

平成
30年度

交通災害共済会員募集



お問い合わせはお住まいの市役所・町村役場（担当窓口）へ

共済見舞金額表

災害区分	共済見舞金の額		
① 死亡	1,200,000円		
② 傷害1 (交通事故証明書が得られる場合)	入院 1日につき 通院 {1日につき 往診 }	2,000円 1,000円	●それぞれの単価に日数を掛けた金額の合計額 (合計額が2万円に満たないときは2万円とし、22万円を超えるときは22万円を限度とします。)
③ 傷害2 (交通事故証明書が得られない場合)	入院 通院 {1日につき 往診 }	1,000円	●単価に日数を掛けた金額 (金額が2万円に満たないときは2万円とし、6万円を超えるときは6万円を限度とします。)
※傷害見舞金は、医師等による治療実日数（実際治療を受けた日数）が3日以上の方が対象です。			
※同じ日に通院日又は入院日が重複するときは、1日として計算します。			
※精神的疾患及び治ゆ後の治療は、対象となりません。			
※交通事故証明書は、警察に交通事故の届出がないと発行されません。			

見舞金の請求は

必要書類を揃えて、交通事故にあった日の翌日から起算して**2年以内に、加入時の市役所・町村役場の担当窓口で手続きをしてください。**

※2年経過後の請求は、無効になります。

見舞金請求に必要な書類は

見舞金請求には、印鑑と下記書類の原本が必要です。事故状況によっては、代用できる書類がありますので、書類を揃える前に、**市役所・町村役場の担当窓口へお問い合わせください。**

○は必要書類、△は場合により必要な書類

必要な書類 (書類の費用は自己負担になります。)	傷害1	傷害2	死亡	身体障害
① 会員証	○	○	○	○
② 交通事故証明書	○		○	
◆取得方法は、警察署等にある申請用紙でゆうちょ銀行・郵便局へ申し込むと、自動車安全運転センターから後日郵送されます。				
③ 交通事故自認書 (交通事故証明書が得られない場合)		○		
④ 診断書 (様式第11号)・・・所定の様式	○	○	△	
◆組合所定の診断書と同様の受傷原因・受傷日・治療実日数等が記載された診断書(施術証明書)でも可能です。(必要項目の記載がないと、新たに所定の診断書を提出いただく場合があります。)				
⑤ 同乗者証明書 (交通事故証明書に同乗者の記載がない場合)	△			
⑥ 見舞金振込先口座の通帳 (口座番号・名義が確認できるもの)	○	○	○	○
◆ゆうちょ銀行の場合は他金融機関からの振込用の口座番号が記載されている通帳				
⑦ 戸籍謄本及び死亡診断書 (死体検案書)			○	
⑧ 障害診断書及び身体障害者手帳の写し				○
⑨ 住民票 (加入時と住所が異なる場合)	△	△	△	△
⑩ 委任状 (代理人が請求手続きをする場合)	△	△	△	△
◆代理人の範囲は、ご家族に限ります。振込口座が災害を受けた会員名義の場合又は親権者が手続きをする場合は、必要ありません。				
※②・④の書類は、写しに原本証明(原本保有の保険会社で証明)されたものでも可能です。 ※③・④・⑤の用紙は、市役所・町村役場にあります。				

身体障害見舞金

傷害1の見舞金給付を受けた方が、当該交通事故による傷害が原因で、災害の発生した日の翌日から2年以内に身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級の障害を残すことになった場合に**80万円**が支払われます。

請求期間

交通事故にあった日の翌日から起算して3年以内



診断書料付加給付

30年度会員から組合所定診断書の原本を提出したときは、見舞金に診断書1通あたり5千円が加算されます。
(傷害1及び傷害2のみ対象)



平成28年度決算報告

収入	
会費(加入者 219,918人)	190,090,400円
預金利子等	201,443円
前年度繰越金	175,914,204円
計	366,206,047円
支出	
見舞金(1,657件)	100,508,000円
加入促進費等支出額	48,047,452円
次年度繰越	217,650,595円
計	366,206,047円

このリーフレットを共済会員証と一緒に保管してください。

運営：埼玉県市町村総合事務組合
さいたま市浦和区仲町3-5-1 ☎ 048-824-1174